

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

平成28年2月18日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1500154号

厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1500061号

第1 結論

請求者のA社における平成24年11月9日の標準賞与額を12万円に訂正することが必要である。

平成24年11月9日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成24年11月9日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和26年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成24年11月9日

A社から平成24年11月9日に支給された賞与(燃料手当)について、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。

当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、A社が保管する賃金台帳により、平成24年11月9日に同社から12万円の賞与を支給され、12万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届について、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出し、厚生年金

保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1500155号

厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1500062号

第1 結論

請求者のA社における平成24年11月9日の標準賞与額を5万円に訂正することが必要である。

平成24年11月9日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成24年11月9日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和31年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成24年11月9日

A社から平成24年11月9日に支給された賞与(燃料手当)について、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。

当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、A社が保管する賃金台帳により、平成24年11月9日に同社から5万円の賞与を支給され、5万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届について、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出し、厚生年金

保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1500100号

厚生局事案番号 : 北海道(国)第1500027号

第1 結論

昭和40年4月から昭和49年1月までの請求期間及び昭和49年9月から昭和61年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和40年4月から昭和49年1月まで
② 昭和49年9月から昭和61年3月まで

昭和36年4月に父がA村役場(当時)で私の国民年金の加入手続を行い、同年4月から昭和40年3月までの国民年金保険料を納付してくれていた。昭和40年4月に次男が誕生したのと同時に戸籍及び住民票をA村からB市へ移し、同年8月に母から国民年金手帳とお祝いを受け取った。

昭和40年秋頃から自分で国民年金保険料の納付を開始する際に、B市C区役所で国民年金の氏名変更手続を行った後、保険料を同区役所で納付していたのに、年金記録では、請求期間①及び②の保険料が未納と記録されているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和40年秋頃に国民年金保険料の納付を開始する際に、B市C区役所において旧姓から婚姻後の姓へ国民年金の氏名変更手続を行った後、保険料を同区役所で納付していたとしているところ、請求者は、戸籍謄本及び住民票によると、昭和38年3月*日に婚姻し、昭和40年1月21日からB市民となっていることが確認でき、昭和40年秋の時点では、既に婚姻後の姓でB市に住所を定めていたことが認められる。

しかしながら、請求者には二つの国民年金手帳記号番号が払い出されているところ、

D社会保険事務所（当時）の国民年金被保険者台帳管理簿によると、請求者の最初の国民年金手帳記号番号（＊）は、請求者の旧姓で払い出されており、同手帳記号番号は、その前後の国民年金手帳記号番号の被保険者状況調査により、A村において、昭和35年10月頃に払い出されたものと推認されるものの、B市の国民年金被保険者索引票において、同手帳記号番号に係る請求者の氏名は旧姓のままとなっており、婚姻後の姓へ氏名変更が行われた形跡は確認できない上、オンライン記録及び国民年金被保険者名簿のいずれにおいても、同手帳記号番号に係る記録は確認できないことから、請求者が同手帳記号番号により、請求期間①及び②に係る国民年金保険料を納付していたとは考え難い。

また、オンライン記録によると、請求者の二つ目の国民年金手帳記号番号（＊）は、請求者の婚姻後の姓で払い出されていることが確認でき、同手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、B市C区において、平成5年8月24日以降に払い出されていることが確認できるところ、同年8月24日の時点では、請求期間①及び②の国民年金保険料は時効により納付することができず、B市の請求者に係る同手帳記号番号の国民年金被保険者名簿において、請求者が請求期間①及び②に係る保険料を納付した形跡は見当たらない。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンラインシステムによる氏名検索を行ったが、請求者に対し上記二つ以外の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、請求者が請求期間①及び②に係る国民年金保険料の納付について証言してくれる者として名前を挙げた請求者の友人に照会したものの、請求者が請求期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる具体的な証言を得ることはできなかった。

加えて、請求期間①及び②は、合計で20年5か月と長期間であり、このような長期にわたり行政が請求者の国民年金保険料の収納に係る事務処理を連続して誤ることは考え難い。

このほか、オンライン記録によると、請求者には、請求期間①及び②以外に複数の国民年金保険料の未納期間が確認でき、請求者が、請求期間①及び②について、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1500125号

厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1500059号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和34年9月から同年12月まで

請求期間について、B村C地区(現在は、B町C地区)にあったA事業所に勤務していたと記憶しているが、年金記録では、厚生年金保険の加入記録がない。

私が所持している年金記録関係の資料には、私の氏名及び基礎年金番号等が記載されているほか、請求期間が厚生年金保険加入期間として表示されているので、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者が主張するA事業所の所在地において、同事業所に係る商業・法人登記の記録が確認できない上、オンライン記録及び適用事業所検索システムにおいて、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できない。

また、A事業所及び同事業所の事業主について、D協会E支部及びB町商工会は、「当会には登録していない。」と回答し、F局は、「当時の資料は保存されておらず不明である。」と回答している上、請求者は、いところが同事業所で一緒に勤務していたとしているが、その名前は記憶しておらず、同事業所の事業主及び同僚一人の名前を挙げているものの、姓のみの記憶であり、個人を特定することができないことから、請求者の同事業所における勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び同保険料の控除について確認することができない。

さらに、請求者は、年金記録の訂正を求める根拠として、請求者が所持する資料に、

請求期間が厚生年金保険加入期間として表示されていることを挙げているところ、当該資料に請求期間の事業所名は記載されていない上、オンラインシステムによる氏名検索を行ったが、請求者が請求期間について厚生年金保険に加入していた形跡は見当たらないことから、当該資料をもって、請求者が請求期間において厚生年金保険の被保険者であったことを認めることはできない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1500172号

厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1500060号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和39年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成19年8月
② 平成19年12月
③ 平成20年7月
④ 平成20年12月

年金記録を確認したところ、A社から支給された請求期間①から④までの標準賞与額が記録されていない。賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、正しい年金記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者及び同僚一人は、請求期間①から④までの賞与を現金手渡しにより支給されていたと回答しているところ、請求者は、これらに係る賞与明細書等を所持していない上、A社は、オンライン記録によると、平成24年2月29日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の代表取締役等に照会したが、回答が得られなかったことから、請求者の請求期間①から④までにおける賞与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、請求期間①から④当時、請求者が住民登録をしていたB市から提出された請求者の平成20年度分及び平成21年度分の給与支払報告書の写しに記載されている給与支払金額及び社会保険料等のそれぞれの年間総額は確認できるものの、請求期間①から④までの各期ごとの賞与支給額及び厚生年金保険料控除額を推認することができない。

さらに、A社が加入していたC健康保険組合は、請求期間①から④における請求者に係る賞与の記録はないと回答している。

このほか、請求者の請求期間①から④までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として全ての請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。